

デジタル庁が示された横並び方針および、それに対する後期高齢支援システム標準仕様書の対応状況

令和4年7月25日 現在

No.	デジタル庁が示す横並び方針		後期高齢支援システム標準仕様書の対応状況		
	テーマ	内容	修正箇所	反映状況	対応内容
1	中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること	○「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。	標準仕様書（本紙） 機能・帳票要件	完了	「中間標準レイアウト」⇒「データ要件の標準」に記載を変更。 「地域情報プラットフォーム」⇒「連携要件の標準」に記載を変更。
2	文字要件に関すること	○文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定することから、標準仕様書において文字要件を規定している記載については、次のとおり改める。なお、システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しない。  文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	機能・帳票要件	完了	文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。旨を記載。
3	DV等支援措置に関すること	○ DV等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象者情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。  「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。 「支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記については「支援措置対象者情報」とする。 「支援措置期間中」とのみ規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。  ○ なお、加害者情報の連携については、その必要性に応じて各府省において検討し、関係府省庁で協議した上で記載する。	標準仕様書（本紙） 業務フロー 機能・帳票要件	一部完了	【完了】 「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記について、「支援措置対象者」に変更。  【未完了】 加害者情報の連携の取り扱いについて（現状、デジタル庁が作成されているデータ要件では、以下の項目のみが規定されている。） 市区町村コード、宛名番号、支援措置開始年月日、支援措置終了年月日、世帯番号 抑止事由、一時解除フラグ、更新者ID、更新日、更新時刻 上記については、各府省で検討となったことを踏まえ、今後、厚労省における見解などを踏まえて、データ要件における項目追加をデジタル庁に依頼するかどうかを協議することとなる。 （標準仕様書1.0版時点では持越し事項となる見込み）
4	宛名番号に関すること	○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）を付番するためのシステムを指す場合が混在している。  ○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理する。 宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。以下同じ。）が付番することと整理する。  ○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。  ○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。 (1) 宛名管理システムを連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを想定している規定は、地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】に規定する（「5. 統合取滞納管理」と同様）ため、削除する。 (2) 宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号付番機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。 なお、住登外者宛名番号の付番については、下記「No5 住登外者宛名番号に関すること」のとおり規定する。	標準仕様書（本紙） 機能・帳票要件	完了	標準仕様書の記載上から「宛名管理システム」に関する記載を削除。
5	住登外者宛名番号に関すること	○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に、実装必須機能として、次のとおり規定する。  x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能  住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。	機能・帳票要件	完了	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、住登外者情報の登録、修正、削除、照会できることといった要件を追加。
6	団体内統合宛名番号に関すること	○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一的方法で行う。  ○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を通して行う。  ○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として、次のとおり規定する。  x.x.x 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバへの副本情報登録機能  団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。	機能・帳票要件	完了	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができることという要件を追加。
7	統合取滞納管理に関すること	○ 統合取滞納管理システム（全庁的に行う取納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）と、個別取滞納管理機能（各基幹業務システムの標準仕様書において規定している取納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。以下同じ。）との関係については、次のとおりとする。 (1) 統合取滞納管理システムについては、標準準拠システム以外のシステムと位置づける。 (2) 統合取滞納管理システムにおいて、個別取滞納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求める。 (3) 各基幹業務システムは、統合取滞納管理システムの導入の有無にかかわらず、個別取滞納管理機能を実装するが、統合取滞納管理システムにおいて個別取滞納管理機能に相当する機能を実現する場合には、各基幹業務システムに実装された個別取滞納管理機能を利用しなくてもよい。ただし、統合取滞納管理システムを含めパッケージとして一体的に提供される標準準拠システムについては、当該パッケージの中で、当該統合取滞納管理システムをもって個別取滞納管理機能とみなすことができる。 (4) 各基幹業務システムと統合取滞納管理システムとの情報連携については、地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書の「独自施策システム等連携仕様」による。（独自施策システム等連携仕様において、機能別連携仕様規定する対象データ項目以外のデータ項目を一定の要件の下で受け取れる規定を新たに設ける予定。）  ○ 上記の考え方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針【1.0版】に規定するため、各基幹業務システムの標準仕様書に当該考え方を規定している部分については、削除をする。	標準仕様書（本紙）	完了	統合取滞納に関する記載を全般的に削除。

No.	デジタル庁が示す横並び方針		後期高齢支援システム標準仕様書の対応状況		
	テーマ	内容	修正箇所	反映状況	対応内容
8	EUCに関すること	<p>○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p> <p>x.x.x EUC機能</p> <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（○○システム）」に規定するデータ項目とする。</p>	機能・帳票要件	完了	デジタル庁が示した通りに標準仕様書の表現を変更。
9	操作権限設定・管理に関すること	<p>○ 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 操作権限設定・管理</p> <p><b>【実装必須機能】</b> 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員の利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。</p> <p>IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p> <p><b>【標準オプション機能】</b> 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。</p>	機能・帳票要件	完了	デジタル庁が示した通りに標準仕様書の表現を変更。
10	本文の構成に関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、次のとおり、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。</p> <p>x.x.x はじめに</p> <p>本標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。</p>	標準仕様書（本紙）	完了	標準仕様書（本紙）の冒頭をデジタル庁が示した通りに修正。 その他に独自で記載していた内容は削除。
11	標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&amp;GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトは次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定都市、中核市などの団体の種類によって実装区分が異なる設定をしている基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添1のとおりとする。</p> <p>(2) (1)以外の基幹業務の標準仕様書は、エクセル形式の別添2のとおりとする。</p> <p>○ なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。</p>	機能・帳票要件	完了	別添2のフォーマットに様式を変更済み。
12	庁内データ連携に関すること	<p>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様で規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</p> <p>(例) 機能別連携仕様の「機能説明」 (1) 「住民記録システムが、国民健康保険システムに、○○情報を照会する。」と規定している場合 → 住民記録システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 他基幹業務システムとの連携 国民健康保険システムに、○○情報を照会する。</p> <p>(2) 「国民健康保険システムは、住民記録システムに、○○情報を提供する。」と規定している場合 → 国民健康保険システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 他基幹業務システムとの連携 住民記録システムに、○○情報を提供する。</p>	機能・帳票要件	完了	左記に示されたように表現を一律見直し。
13	金融機関マスタに関すること	<p>○ 口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 金融機関マスタ管理</p> <p><b>【実装必須機能】</b> 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p> <p><b>【標準オプション機能】</b> 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>	機能・帳票要件	完了	左記に示されたように表現を一律見直し。
14	住所マスタに関すること	<p>○ 住民記録システムは、大量かつ頻りに住民情報を効率的に管理する必要があることから、住所マスタを保持する。</p> <p>○ 基幹業務システム（住民記録システムを除く。）は、住民の住所については住民記録システムから取得する。住登外者の住所については、アドレス・ベース・レジストリに対し必要な都度、API連携により取得する。したがって、住所マスタを保持する必要はないことから、住所マスタ管理について規定している部分を削除する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）がある基幹業務システム（住民記録システムを除く。）の標準仕様書においては、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように、次のとおり規定する。</p> <p><b>【実装必須機能】</b> 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p>	機能・帳票要件	完了	左記に示されたように表現を一律見直し。

No.	デジタル庁が示す横並び方針		後期高齢支援システム標準仕様書の対応状況		
	テーマ	内容	修正箇所	反映状況	対応内容
15	検索文字入力に関すること	<p>○ 基幹業務システム（住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。）において、氏名の検索文字入力を統一的行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 検索文字入力</p> <p>【実装必須機能】 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も含まれた検索を除く。）ができること。</p>	機能・帳票要件	完了	左記に示されたように表現を一律見直し。
16	大量印刷に関すること	<p>○ 大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定される。また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 印刷データ出力</p> <p>【実装必須機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</p> <p>【標準オプション機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。</p>	機能・帳票要件	完了	左記に示されたように表現を一律見直し。
17	バッチ処理／一括処理に関すること	<p>○ どの機能についてバッチ処理を必要とするか、という点については、各業務特性にあわせ、制度所管府省が検討し、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ バッチ処理する場合には、方法を統一することとし、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x バッチ処理</p> <p>【標準オプション機能】 バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月X日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。</p> <p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。</p> <p>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>	機能・帳票要件	完了	機能帳票要件上、「一括での処理」が必要となるかを勘案し、必要なものについては、実装必須の領域に「一括で処理ができること」を追記。 帳票についても「一括出力」を想定するのか「単票での出力のみ」を想定するのかを踏まえ、一括で出力する帳票については「一括で出力できること」を追記。
18	バーコード、QRコードに関すること	<p>○ 業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせ対応を各府省で検討し、規格を指定する。</p>	機能・帳票要件	完了	納付書に出力するQRコード等の内容については既に前回までの検討会で検討済みのため反映個所無し。 なお、納付書のQRコードの出力位置については意見照会結果を受けて位置のみ変更を行った。
19	マイナポータルびったりサービスに関すること	<p>○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>(1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ○ ※重点計画記載手続</li> <li>△ △ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</li> </ul> <p>(2) (1)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>△ △ ※重点計画記載手続がなくても記載可能</li> </ul>	—	未反映	後期高齢についてはどの業務をマイナポータルびったりサービスで取り扱うかが制度的に決定されていないため、左記機能要件を記載しても実装すべき機能が存在しないことから、標準仕様書1.0版では記載を見送る予定。
20	引越しOSSに関すること	<p>○ 別途、デジタル庁のマイナ・OSS班が関係府省に引越OSSについて調整をしていることから、その結果を受けて、標準仕様書に反映する。</p> <p>○ なお、今後の引越しOSSの検討により、転入予約情報を活用した事前準備等のサービスが拡充される場合には、当該サービス実現のための機能を拡充する可能性があることに留意すること。</p>	—	—	引越しOSSについては具体的な機能要件がデジタル庁から示されていないことやどのようなサービスまでを各制度で実現するのかが示されていないことから実装すべき要件が不明確であることもあり、標準仕様書1.0版では記載を見送る。